

新年あけましておめでとうございます！！2005年は、いきなり雪で幕開けでしたね ☺  
さてさて、2005年は、みなさまにとって、どんな年になるのでしょうか？  
今年も1年、元気に頑張りましょう♥♥♥  
今年もよろしくお願ひいたします 無 無 無

2005年 酉年

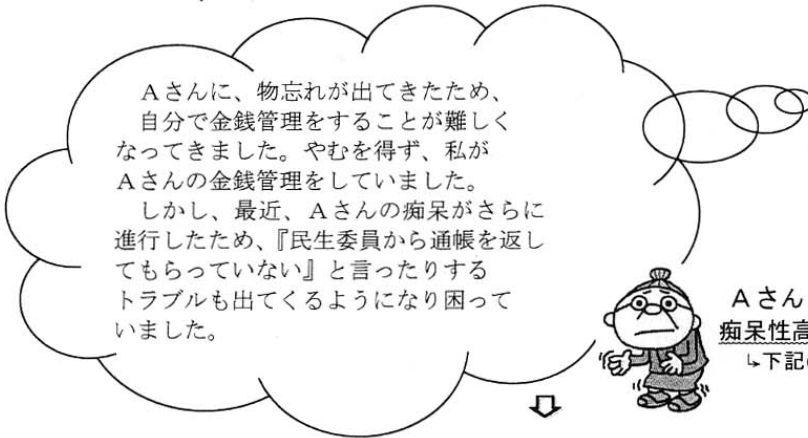


ちいきぶくしけんりようごじぎょう  
地域福祉権利擁護事業って、なあに？ ⑤



これまで、4回にわたって「地域福祉権利擁護事業」についてお伝えしてきました。  
(はあと No. 53、55、57、59 をご参照下さい。)

今回は、もう少しこの事業をお分かりいただくため、どのような時に利用するのか、具体的な利用例をご紹介します。



民生委員

Aさんに、物忘れが出てきたため、自分で金銭管理をすることが難しくなってきました。やむを得ず、私がAさんの金銭管理をしていました。  
しかし、最近、Aさんの痴呆がさらに進行したため、『民生委員から通帳を返してもらっていない』と言ったりするトラブルも出てくるようになり困っていました。



Aさん 82歳  
痴呆性高齢者

↓下記の『豆知識』をご参照下さい。

民生委員から、社会福祉協議会に「地域福祉権利擁護事業」の相談があり、担当職員がAさんを訪問しました。  
Aさんへ地域福祉権利擁護事業のことを説明すると、Aさんはこの事業の利用を希望されたため(\*1)、サービスの利用を開始しました。



この事業で通帳や大事な書類を管理するようになり、Aさんも民生委員さんも、安心して生活を送れるようになりました。

\*1：地域福祉権利擁護事業を利用する方は、判断能力が不十分な中にも、サービスの利用契約を結ぶ能力が必要となります。(はあと No. 53 参照)



➤ Aさんが利用している地域福祉権利擁護事業のサービス(\*2)

- ① 毎月の生活費のお届け
- ② 預金通帳・印鑑の預かり
- ③ 介護保険・配食サービスの  
利用手続きの援助

\*2：社会福祉協議会の担当職員が、利用される方の希望などを確かめて支援計画を作成し、利用契約を結びます。  
その後、支援計画に基づき、「生活支援員」がお手伝いします。(はあと No. 59 参照)



☆ 豆知識 ☆  
厚生労働省は、昨年(2004)の12/24、『痴呆(ちほう)』の呼称を『認知症』に改めることを決定しました。  
「痴呆」は長く一般的に使われていましたが、「不快感や侮めつ的な感じを伴い、好ましくない」として改めることとなりました。  
厚生労働省は、今年の4月から広報を行い、一般への普及を図っていく予定です。



# ご存知ですか？！



老人保健で医療を受ける方は、同じ月に、病院等で支払う患者様負担が限度額を超えた場合、申請すると超えた額が“高額医療費”として後日払い戻しが受けられます。

しかし、自己負担限度額を超えていても、ご存知なく申請されていないため、払い戻しされていないケースが多いようです。

最近では、老人保健の高額医療費対象の方に、区役所からお知らせのお手紙が郵送されています。  
手続きはお済みですか???

## 申請に必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 老人保健法 医療受給者証
- ③ 印鑑
- ④ 預金口座番号がわかるもの（郵便局を除く）



お住まいの区役所（出張所） 保険年金担当課

- ☆ 現在、自己負担限度額を超えていなくても、事前に手続きをすれば、今後、超えた場合、再度手続きなしで、払い戻しを受けることができます。
- ☆ 高額医療費の申請をしているかどうか分からない方は、お住まいの区役所（出張所）の保険年金担当課にて確認することができます。  
(その際、“健康保険証”の記号番号、“老人保健法 医療受給者証”の受給者番号が必要になります。)

老人保健で医療を受ける人の自己負担限度額（月額）	区分（★1）	通院の場合の個人ごとの限度額（★2） （個人ごとに計算）	世帯単位で入院と通院があった場合の限度額 （世帯ごとに計算）
		一定以上所得者	40,200円
一般		12,000円	40,200円
	市民税 区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	非課税世帯 区分Ⅰ		15,000円

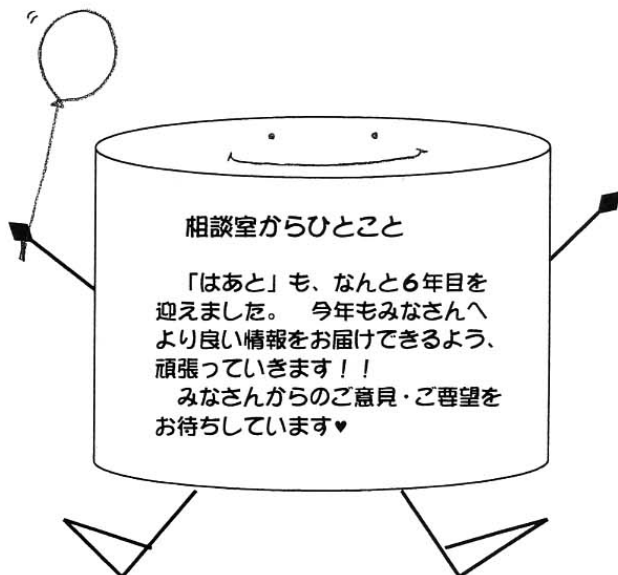
- ★1：区分については、お持ちの“老人保健法 医療受給者証”で確認することができます。
- ★2：通院の限度額には、歯科・調剤等の費用も含まれます。
- ★3：〔 〕内の40,200円は、12ヶ月間に4回以上高額医療費の支給を受けた場合（多数該当）の4回目からの限度額です。
- ★4：入院中の食事代や入院室料差額、薬の容器代、歯科の特殊な材料代などの費用は、限度額の対象とはなりません。



## \*\*\*お知らせ\*\*\*

今年の冬は暖冬と言われていますが、もしかしたら、今後、寒波が押し寄せて当院が雪に覆われる日があるかもしれません・・・。  
そこで、お知らせです！！  
天候によっては、病院バスを見合わせていただく場合があります。  
安全確保のため、ご了承くださいませ。  
降雪・積雪の可能性がある際は、申し訳ありませんが、当院へご確認ください。  
宜しくお願い致します！！

夫婦石病院：566-7061



## 相談室からひとこと

「はあと」も、なんと6年目を迎えました。今年もみなさんへより良い情報をお届けできるよう、頑張っていきます！！  
みなさんからのご意見・ご要望をお待ちしています♡

